

不服申立書

平成25年2月17日

不服申立人 鶴田真子美



環境大臣 石原伸晃 殿

不服申立人は、以下の通り、不服の申立をする。

第1 不服申立人
鶴田真子美

第2 不服申立に係る処分
平成25年1月4日付環境総発第1301041号行政文書開示決定通知中の行政文書不開示決定

第3 不服申立に係る処分があったことを知った日
平成25年1月7日

第4 不服申立の趣旨
平成25年1月4日付環境総発第1301041号行政文書開示決定通知中の行政文書不開示決定を取り消し、不開示とされた文書を開示するとの決定を求める。

第5 不服申立の理由

一 はじめに

平成25年1月4日付環境総発第1301041号行政文書開示決定通知中、不開示決定がなされた行政文書は全部で11点あるが、そのいずれについても、不開示の決定は違法であり、開示決定がなされるべきである。

以下、順に述べる。

二 企画書について

1 企画書について、不開示とした理由は、「作成法人の持つ技術的

情報であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当する」というものである。

- 2 しかし、企画書は、環境省が実施した「福島県警戒区域内の被災ペットの保護及び飼育管理業務」に関して、入札に参加した業者が作成・提出したものであり、落札すれば当該業者が同省から委託を受けた業務として実施したはずの内容が記載されているものである。従って、実際に落札した業者のものは、国の委託事業として公金を利用して国民のために実施されている内容を示すものであるから、その内容は国民に開示されて当然である。落札できなかった業者のものも、落札を目指して同省に提出されたものであり、落札した場合は国の委託事業として実施されていたはずであるから、当該業者としてみれば、企画の内容が国民に知れることは当然の前提としていたはずである。

このように、その内容が当然国民の知るところとなることを前提として環境省に提出された文書の内容は、それを公開したからといって、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害さないことは明らかである。寧ろ、企画内容が国民に知れたら困るような業者は、国の委託事業への入札参加などすべきではないのである。

三 企画書等審査の採点表における委員ごとの素点及び素点の合計について

- 1 企画書等審査の採点表における委員ごとの素点及び素点の合計について、不開示とした理由は、「公にすることにより、特定の委員への不当な圧力が加えられるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号柱書に該当する」というものである。
- 2 まず、上記の不開示理由は、情報公開法5条6号柱書きに該当するというものであるが、同法同条同号は、不開示とするのを相当とする事由について、イ～ホにわたって具体的に挙げているところ、その具体的に挙げられた事由の何れへの該当性も指摘していない。上記の決定は、同号の柱書きに「その他」とあるので、この文言に該当するものと考えたのかも知れないが、不開示とした理由が条文の文言のどこに該当するのかも明示されておらず、理由

の体をなしていない。結局、この点については、不開示とされる理由がないものと判断される。

- 3 次に、個々の委員が行った採点の内容は、当該委員が当該任務に適任であったか否か、適正に任務を遂行しているかどうかを監視するためにも開示される必要がある。また、それを開示することによって「特定の委員へ不当な圧力が加えられる」ということであるが、それが開示されることによって直ちに上記のような事態に結びつく必然性があるとは言えない。また、もし当該委員が行った採点が不適正・不公正なものであった場合にはその委員が個人的に指弾されても当然のことであるし、圧力が本当に不当なものであったならば相手にしなければいいだけのことである上、場合によっては業務妨害罪等で告訴をする等の手続きも可能である。何れにしても、個々の委員が行った採点等の内容を公開することによって、特定の委員への不当な圧力が加えられることによって、当該事務の適正な遂行に支障が生ずることはまずあり得ない。

四 企画書等審査・選定結果通知書及び採点表における選定されなかった法人の名称について

- 1 企画書等審査・選定結果通知書等について、不開示とした理由は、「当該事実が公にされることにより、応募案件にかかる当該法人等に対する評価にとどまらず、当該法人全体に対する評価及び他の関連事業遂行能力等に関する評価までも不当に低下させるおそれがあり、法5条2号イに該当する」というものである。
- 2 しかし、審査や選定結果の内容が適正なものであれば、まさに当該法人の能力等に関する適正な判断がなされたはずであるから、適正な評価が示されているはずである。適正な評価の結果として低い評価がなされている場合は、不当に低い評価がなされているのではないから、必要以上に社会的評価を低下させることはないはずである。また、環境省の評価自体が不適正であり、その結果低い評価がなされている場合は、指弾されるべきは環境省であるから、当該法人の社会的評価が低下させられることにはならない。それから、「他の関連事業遂行能力等に関する評価までも不当に低下させる恐れがある」という点は、抽象的な可能性に過ぎず、上記文書を不快時にすべき理由としては適格性を欠く。

五 予定価格を公表していない契約案件の措置請求書、予定価格調書

並びにその内訳書及び見積書における一部の数量、単価及び金額について

- 1 予定価格を公表していない契約案件の措置請求書等について、不開示とした理由は、「公にすることにより、今後の同種業務の予定価格が類推され、契約に係る事務に関し国の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあることから、法5条6号ロに該当する」というものである。
- 2 しかし、予定価格が公表されなかった案件についても、入札・契約が行われることによって、予定価格が推定されうる上、爾後の同種業務においては、必ずしも以前の年度と全く同一内容の業務とはならないから、予定価格が同一の値段になるとは限らない。従って、上記の文書が公開されたからと言って、国の財産上の利益や当事者としての地位を不当に害することにはならない。

六 保護収容動物報告票等における動物を保護した場所について

- 1 保護収容動物報告票等における動物を保護した場所について、不開示とした理由は、「依頼主等の住所が記載された個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であることから、法5条1号に該当し、同号イに該当する事情も認められない」というものである。
- 2 しかし、保護収容動物を保護した場所は、必ずしも個人の住所とは限らないはずである。このような場所は特定の個人を識別することができる情報には該当しない。
- 3 また、仮に保護した場所が依頼主個人の住所であったとしても、字名や町名程度までの開示をすることは可能なはずである。全く開示をしないという決定には合理性がない。

七 各文書における法人等の印影について

- 1 各文書における法人等の印影について、不開示とした理由は、「公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当する」というものである。
- 2 しかし、法人等の印影は当該法人がその作成文書において対外的に堂々と用いているものであり、隠さなければならないようなものではない。しかも、それらの印影を開示することによって、

当該法人のどのような権利や競争上の地位が侵害されるのか不明である。上記の理由は全く合理性を欠いている。

八 各文書における法人等の担当者の氏名について

- 1 各文書における法人等の担当者の氏名について、不開示とした理由は、「個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であることから、法5条1号に該当し、同号イに該当する事情も認められない」というものである。
- 2 しかし、法人の担当者は、法人の職員として行動を行っているものであり、当該担当者個人として行動をしているのではないから、そもそも「個人に関する情報」とは言えない。このような情報は、当該事業に関する情報であるというべきである。

九 各文書における国又は地方公共団体の一部の電子メールアドレス及び電話番号について

- 1 各文書における国又は地方公共団体の一部の電子メールアドレス等について、不開示とした理由は、「一般に公開されておらず、いたずらに偽計に使用されることにより、国又は地方公共団体の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当する」というものである。
- 2 しかし、このような理由の摘示の仕方が理由の体をなしていないことは、前記三と同様である。
- 3 次に、国や地方公共団体のメールアドレスが一般に公開されていないというのは、むしろそのようなものを公開していないことのほうが問題であり、このようなことが文書不開示の理由とされてはならない。
- 4 また、一般に公開されると偽計に使用されるなどというのは、極めて抽象的な虞に過ぎず、上記の情報が公開されることと国等の業務に支障が出るということとの間に因果関係があるとは言えない。従って、この点は不開示とされる理由にならない。

十 各文書における国又は地方公共団体の車両ナンバーについて

- 1 各文書における国又は地方公共団体の車両ナンバーについて、不開示とした理由は、「一般に公開されておらず、国又は地方公共団体の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるこ

とから、法5条6号柱書きに該当する」というものである。

- 2 しかし、このような理由の摘示の仕方が理由の体をなしていないことは、前記三と同様である。
- 3 次に、国や地方公共団体の車両ナンバーが一般に公開されていないというのは、むしろそのようなものを公開していないことのほうが問題であり、このようなことが文書不開示の理由とされてはならない。
- 4 また、車両のナンバーが開示されることによって、何故国等の事務等に支障が生ずるのか、不明であると言わざるを得ない。従って、この点は不開示とされる理由にならない。

十一 各文書における法人及び国又は地方公共団体の職員の携帯電話番号について

- 1 各文書における法人等の職員の携帯電話番号について、不開示とした理由は、「一般に公開されているものではなく、特定の個人に関する情報であり、これらを公にすることにより個人の権利利益を侵害するおそれがあることから、法5条1号に該当する」というものである。
- 2 しかし、法人や国等の職員が用いている携帯電話は、法人や国等の携帯電話であり、当該個人が個人的に契約している携帯電話ではなく、当該法人や国等の携帯電話である。従って、そのような携帯電話の電話番号は、個人に関する情報ではない。

十二 請求書及び支出決定決議書における法人の振込先口座情報について

- 1 請求書等における法人の振込先口座情報について、不開示とした理由は、「公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当する」というものである。
- 2 しかし、法人の振込先口座については、各法人は一般に自らの取引銀行を公開していることが通常であり、その口座番号も隠さなければならないようなものではない。しかも、それらの口座番号を開示することによって、当該法人のどのような権利や競争上の地位を侵害することになるのか、全く不明というほかはない。上記決定は合理性を欠いている。

十三 まとめ

以上に述べた通り、本件において不開示とされたものは、何れも合理性を欠いた決定である。

それら不開示決定は直ちに取り消されるべきであり、開示決定がなされるべきである。

第6 不開示部分に対する不服申立に関する教示

前記文書開示決定通知には、次のような教示が書かれていた。

「開示しないこととされた部分について、不服がある場合には、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)第 6 条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、環境大臣に対して異議申立てをすることができます。」

平成25年2月4日

鶴田 真子美 様

環境省大臣官房総務課
情報公開閲覧室

行政文書開示決定通知書の送付について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平成24年10月22日付けでご請求された行政文書の開示につきまして、平成25年1月4日に開示決定通知書をお送りしたところですが、このたび本件書類一式の写しを送付しますのでご査収ください。

つきましては、同封の「行政文書の開示の実施方法等申出書」に必要事項をご記入の上、当情報公開閲覧室あてに速やかにお送りください。

環境省情報公開閲覧室

担当 畑中・安西

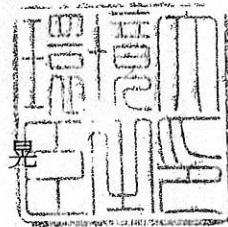
電話03(3581)3351 内線6179

FAX03(3593)3070

行政文書開示決定通知書

鶴田 真子美 様

環境大臣
石原 伸



平成24年10月22日付けで請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

- 1) 業務請負に関する契約書およびその関連書類
 - ・平成23年度及び平成24年度における「福島県警戒区域内の被災ペットの保護及び飼育管理業務」に係る企画書等審査基準及び採点集計結果表、企画書等審査・選定結果通知書、措置請求書、契約書、仕様書
- 2) 請負業者から提出された報告書その他業務遂行の内容に関する文書
 - (1)平成23年度
 - ・福島県警戒区域内の被災ペットの保護及び飼育管理業務に関する検討会資料
 - ・福島原発20Km圏内のペットの保護活動に係る職員派遣への協力依頼文書
 - ・福島県警戒区域内の被災ペットの保護及び飼育管理業務報告書
 - (2)平成24年度
 - ・防火対象物使用開始届出書
 - ・福島県警戒区域内における被災ペットの保護活動実施内容
 - ・福島県三春町における臨時シェルター（動物収容施設）の設置について
 - ・許可申請書（仮設建築物等）
- 3) これまでに業者に対して支払われた金員を明らかにする文書
 - ・平成23年度福島県警戒区域内の被災ペットの保護及び飼育管理業務に係る見積書、請求書、支払決定決議書

2 不開示とした部分とその理由

別紙のとおり

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、環境大臣に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6ヶ月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。

2. 不開示とした部分とその理由

企画書については、作成法人の持つ技術的情報であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条2号イに該当するため、当該法人のパンフレットを除き不開示としました。

企画書等審査の採点表における委員ごとの素点及び素点の合計については、公にすることにより、特定の委員へ不当な圧力が加えられるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法第5条第6号柱書きに該当するため、不開示としました。

企画書等審査・選定結果通知書及び採点表における、選定されなかった法人の名称については、当該事実が公にされることにより、応募案件に係る当該法人等に対する評価にとどまらず、当該法人全体に対する評価及び他の関連事業遂行能力等に関する評価までも不当に低下させるおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示としました。

予定価格を公表していない契約案件の措置請求書、予定価格調書並びにその内訳書及び見積書における一部の数量、単価及び金額については、公にすることにより、今後の同種業務の予定価格が類推され、契約に係る事務に関し国の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあることから、法第5条第6号ロに該当するため、不開示としました。

保護収容動物報告票等における動物を保護した場所については、依頼主等の住所が記載された個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であることから、法第5条1号に該当し、同号イに該当する事情も認められないため、住所表記の一部を不開示としました。

各文書における法人等の印影については、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条2号イに該当するため、不開示としました。

各文書における、法人等の担当者の氏名については、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であることから、法第5条第1号に該当し、同号イに該当する事情も認められないため、不開示としました。

各文書における、国又は地方公共団体の一部の電子メールアドレス及び電話番号については、一般に公開されておらず、いたずらや偽計に使用されることにより、国又は地方公共団体の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書きに該当するため、不開示としました。

各文書における、国又は地方公共団体の車両ナンバーについては、一般に公開されておらず、国又は地方公共団体の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書きに該当するため、不開示としました。

各文書における、法人及び国又は地方公共団体の職員の携帯電話番号については、一般に公開されているものではなく、特定の個人に関する情報であり、これらを公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあることから、法第5条第1号に該当するため不開示としました。

請求書及び支出決定決議書における法人の振込先口座情報については、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法第5条第2号イに該当するため、不開示としました。

<説明事項>

1 「開示の実施の方法等」の選択について

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」に所要の開示実施手数料を納付して、申出を行ってください。

開示の実施の方法は、3(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること（例えば、100頁ある文書について冒頭の10頁のみ閲覧する等）や部分ごとに異なる方法を選択すること（冒頭の10頁は「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等）もできます。一旦、閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます（ただし、その場合は、最初に閲覧を受けた日から30日以内に、別途「行政文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。）。

事務所における開示の実施を選択される場合は、3(2)「事務所における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、ご希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、環境省大臣官房総務課情報公開閲覧室（電話：03-3581-3351内線6194）又は「* 担当課等」に記載した担当までご連絡ください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「行政文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の5日前には当方に届くようにご提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「行政文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。なお、この場合は、開示実施手数料のほかに、郵送料（郵便切手）が必要になります。

2 開示実施手数料の算定について

(1) 手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

（例）

150頁ある行政文書を閲覧する場合：

100枚までごとにつき100円 → 基本額200円 → 手数料は無料

150頁ある行政文書の写しの交付を受ける場合：

用紙1枚につき10円 → 基本額1500円 → 手数料は1200円

150頁ある行政文書のうち100頁を閲覧し、10頁について写しの交付を受ける場合（残りの40頁は開示を受けない）：

閲覧に係る基本額100円 + 写しの交付に係る基本額100円 = 計200円 → 手数料は無料

(2) 手数料の減免

生活保護を受けているなど経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき2000円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、「開示実施手数料の減額（免除）申請書」を提出してください。

(3) 手数料の納付

開示実施手数料は、提出される「行政文書の開示の実施方法等申出書」に相当額の収入印紙をはって納付してください。

3 不開示部分に係る不服申立て等

開示しないこととされた部分について、不服がある場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、環境大臣に対して異議申立てをすることができます。

4 開示の実施について

事務所における開示の実施を選択され、その旨「行政文書の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、本通知書をご持参ください。

5 担当課等

開示の実施の方法等、開示実施手数料の算定・納付方法等について、ご不明な点等がございましたら、環境省大臣官房総務課情報公開閲覧室（電話：03-3581-3351内線6194）又は本欄に記載した担当までお問い合わせください。

行政文書の開示の実施方法等申出書

環 境 大 臣 殿

氏名又は名称 鶴田真子美

住所又は居所 [Redacted]

連絡先電話番号 [Redacted]

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 行政文書開示決定通知書の番号等

* 日 付 平成 25 年 1 月 4 日
文書番号 環境総発第 1301041 号

2 求める開示の実施の方法

下表から実施の方法を選択し、該当するものに○印を付してください。

* 行政文書の名称	種類・量	実施の方法	
裏面のとおりに*	A 4 版 白黒295枚 カラー1枚 A 3 版 白黒20枚 カラー19枚 計 白黒315枚 カラー20枚 合計335枚	1 閲 覧	①全部400円 (実支払額0円) ②一部 ()
		2 複写機により白黒で複写したものの交付	①全部3350円 (実支払額2750円) ②一部 ()
		3 複写機によりカラーで複写したものの交付	①全部3550円 (実支払額2950円) ②一部 ()
		4 スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付(PDFファイル)	①全部3450円 (実支払額2850円) ②一部 ()
		5 スキャナにより電子化しDVD-Rに複写したものの交付(PDFファイル)	①全部3470円 (実支払額2870円) ②一部 ()

3 開示の実施を希望する日 平成 25 年 2 月 日

4 「写しの送付」の希望の有無 有 : 同封する郵便切手の額 100 円]
 無

開示実施手数料 _____ 円 (実支払額)

(受付印)

* 担当課等 大 TE: _____